

福祉国家と社会階層

—家計調査情報公開の期待—

星野 信也

はじめに

わが国の社会福祉学は、その研究対象である「社会福祉」が多義的な概念であることに強く影響されている。

ここで多義的とは、わが国の「社会福祉」には、目的概念として「人々の幸福」「幸せ」といった抽象的、規範的意義と、実体概念として現実の社会福祉制度体系をさす具体的、記述的な意義がないまぜられており、イギリスでならば区別されるはずの social welfare と social services , すなわち目的概念と実体概念の両者が区別されずに包含されているからである。

このことは、わが国の社会福祉学において、現実の社会福祉制度体系を社会福祉目的に照らして厳密に評価するという社会福祉政策論を未発達な状況に押し止めることになっている。その端的な例は、ここ数年厚生白書が繰り返して老人福祉サービス普遍化論を展開していることにみられる。それは、社会福祉理念を見失って、社会福祉政策手段の選択と社会福祉対象の広狭の問題を取り違えた議論であり、いたずらに福祉国家の中流階層化を押し進めることにしかならないが、そうした主張がわが国の社会福祉学界に無批判に受け入れられる風潮こそ問題とされなければならない。

本稿は、社会福祉普遍化論に対する反論として、先進諸国にほぼ共通して認められ、各国でその検証が続けられながら、わが国ではほとんど問題とされない社会保障、社会福祉施策の社会階層帰属に関する OECD 諸国の研究について、イギリスを中心に紹介する。

なお、ここで社会階層は、主として所得階層に着目しながら、資料のありようによって、所得5ないし10分位その他の所得階層、社会福祉サービスの自己

負担基準に使われる課税階層，さらには職業階層を用いて概念化している。

1. 福祉国家の中流階層化

第2次世界大戦の惨禍の中から，先進諸国は次々と福祉国家創設を図るが，それはイギリスでいえば，ベバリッジ (W. Beveridge) の5大悪，「貧窮 (want)，疾病 (disease)，教育の欠落 (ignorance)，不良住宅 (squalor)，失業 (idleness)」を解消しようとするものであった。すなわち，福祉国家が社会的公正，社会的平等を目的とすることはあまりにも明白であったのである。

だが，福祉国家創設後約4半世紀の間に，福祉国家のさまざまなメカニズムは次第に初期の目標から乖離していることが明らかにされる。その先駆けとなったのは，イギリスでは1965年の Peter Townsend および Brian Abel-Smith による「貧困の再発見」⁽¹⁾であり，アメリカでも1962年の Michael Harrington による「もう一つのアメリカ」⁽²⁾の再発見であった。

以下，中流階層化を示すいくつかの資料を提示する。

(1) 住宅

住宅は，その最も不良な部分が外部からもきわめて目立つ貧困であることから，先進諸国でも早くから社会福祉政策の対象となった。だが，公営住宅を建設し，住宅水準の下ざさえを拡大すると当然のことながらかえって逆差別を生ずる恐れがあるから，住宅施策は，結局，中流階層をも対象とせざるをえなくなる。そのため，中流階層を対象とした低利融資や税制上の優遇措置が次々と導入された。その場合の理由付けは，施策は決して中流階層そのものの援助を目的とするものではなく，中流階層を援助すれば，それは中流階層がそれまで住んでいた住宅を低所得者に明け渡すことで，回りまわっていずれ低所得者にも自ずと恩恵が及ぶというものであった。欧米で「順繰り (filtering down ないし trickling down) の利益」として説明される現象である。

しかしながら，1970年代に先進諸国にほぼ共通して，少なからぬ人々が住む住宅を失ったホームレスの状態にあることが明らかにされ，こうした「順繰りの利益」が大部分は幻想に過ぎないことが理解されるようになった。そうだとすれば，住宅に対する公費支出や税の減免はいったい社会階層別にどのように

第1表 住宅に対する公的支出の所得階層帰属 (1977, Great Britain)

単位：ポンド，%

所得階層	全世帯に 対する 百分比 %	公的支出の平均に対する指数				合 計 世 帯 あ たり
		借家世帯 あ たり	世 帯 あ たり	持家世帯 あ たり	世 帯 あ たり	
6,240ポンド以上	26.5	78	54	147	191	156
4,160 — 6,240	27.2	82	74	94	100	90
2,080 — 4,160	25.0	96	116	86	66	86
2,080ポンド未満	21.3	115	170	53	28	83
平 均 (£)	-	353	116	338	184	300

資料：J. Le Grand, The Strategy of Equality, London, Allen & Unwin, 1982, p. 88

第2表 職業階層別男性死亡率

(1930s & 1970s, 年令15—64歳, 人口100,000対, 未調整及び調整済死亡率)

階 層	1930—32	1949—53	1959—63		1970—72	
			未調整	調整済	未調整	調整済
I (専門職)	90	86	76	75	77	75
II (中間管理職)	94	92	81	-	81	-
III _{NM} (熟練、事務、工場労働)	97	101	100	-	104	-
IV (半熟練)	102	104	103	-	114	-
V (未熟練)	111	118	143	127	137	121

注：調整は1950年当時の職業階層に組み替えを行った。

資料：P. Townsend & N. Davidson, Inequalities in Health, Penguin, 1982, p. 57

第3表 ソーシャル・サービスに対する公的支出の所得階層帰属 (UK, 1978)

単位：ポンド，%

所得5分位	世帯あたり年平均公的支出					合 計
	保健医療	教 育	給食等	住 宅	鉄道輸送	
トップ20%	354	444	21	57	25	902
次の20%	323	400	24	73	11	831
中間の20%	320	348	26	103	7	804
次の20%	309	216	22	118	5	670
最低の20%	306	156	22	205	2	691
平 均 (£)	322	313	23	111	10	780

注：ここの「住宅」には税減免を含まない。

資料：J. Le Grand, The Strategy of Equality, London, Allen & Unwin, 1982, p. 171

帰属しているかが問われなくてはならない。そしてイギリスについてそれが決して社会階層に中立ではないことを示したものが、第1表である。

(2) 保健医療

イギリスは、医療保障制度を国営保健サービス (National Health Services = NHS) すなわち保健医療の国営化の形で確立し、世界的にもそれは成功事例として評価されている。NHSは、保健医療サービスを国民の誰にも公平に受けられるものにし、国民の保健医療水準を平均化するはずであった。しかし、Peter Townsend は、1982年に出版された *Inequality in Health* (いわゆる *Black Report*) において1930年代と1970年代初めの男性勤労者世代の職業階層別死亡率を実証的に比較し、職業階層 I と V の間の死亡率の格差は NHS にもかかわらずかえって拡大していることを明らかにした (第2表参照)。

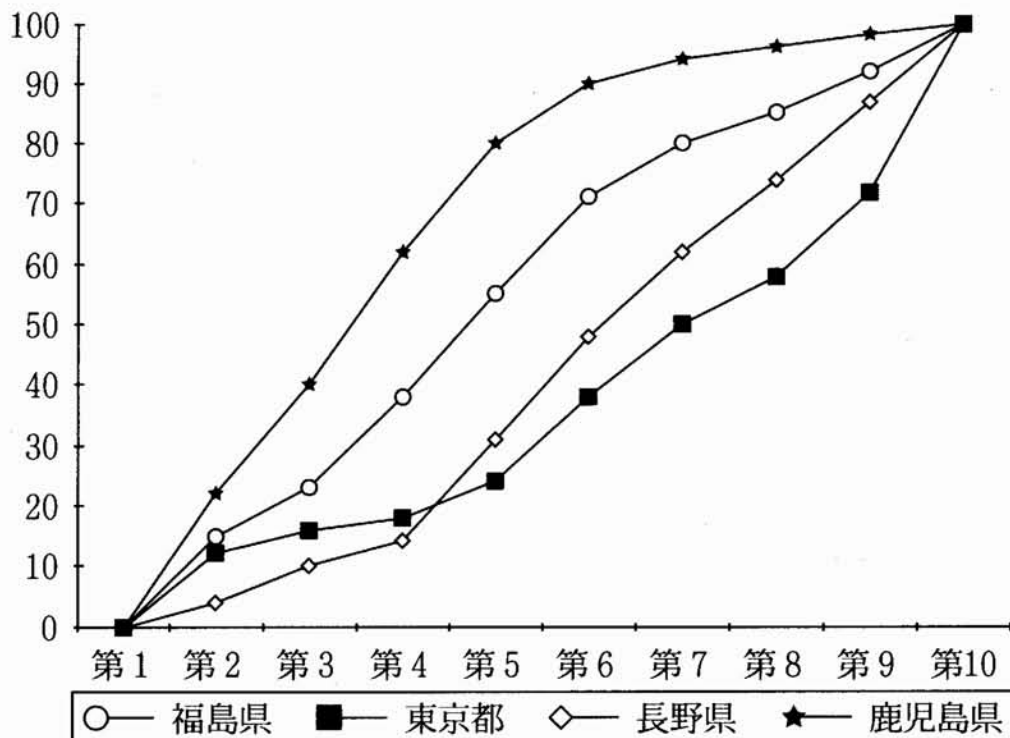
その間イギリスで移民が著しく増加したことを考慮に入れたとしても、格差の拡大は、国営保健サービスがどちらかといえば中流階層に手厚い便益をもたらしていることを示している。

(3) 保育サービス

住宅、保健医療以外にも、教育とくに高等教育および交通が、所得階層からみて中流から上の階層に不均等に有利に働いていることが指摘されている。それらをイギリスの場合について所得階層別に示したものが第3表である。わが国でも、国の国立大学予算の約10%が注ぎ込まれている東京大学の学生が、平均的に年間所得1,000万円以上の中流階層に属することが明らかにされている。

筆者は、わが国の保育サービスを取り上げてその社会階層帰属を検討したことがあるが、そこでは①保育所の幼稚園との代替性、および②地方自治体による措置費、保護者負担金双方に対する独自公費負担の増加が絡んで、地域別にかなりの格差を生じている。国庫負担金交付基準として用いられている保護者家族の課税10階層別に保育所利用児童の分布を4都県について示したものが第1図である。この図の曲線はローレンツ・カーブとみなすことができるが、それをみると鹿児島県と東京都が対照的であり、とくに東京都について保育所サービス利用の中流階層化が顕著である。

第1図 保育児童税階層別比較 (1987年, 4都県)



それは、東京都および区市町村が、一方で保育所に対する措置費に加算し、他方で保護者負担金を減免したから、本来なら国庫負担を受けるための保育措置を受けて入所する必要がなく、もともと私的契約児として入所してもよい筈の児童が、保育所側にも保護者側にも措置児童化するメリットを生じたことから起きている現象である。

2 社会保障費の社会階層帰属に関する研究

このように、1980年代初めまでに、福祉国家のさまざまなメカニズムが必ずしも初期の社会公正、平等の理念を達成していないこと、したがって貧困も決して解消されていない恐れが強いことが明らかになった。

そのことから、OECD諸国の間で、①貧困の実態とそれに対する②社会保障制度と税制の効果を検証しようとする関心が急速に高まった。その関心は通常3,000ケース以上の大量ケースを扱っている公式の家計支出調査の存在に向けられ、そのオリジナルなケースごとの資料の公開を求める要求となって現れた。幸い行政が情報公開の範囲を拡大する時期に当たったから、OECD諸国

で相次いで家計支出調査資料の研究者への公開が行われ、この問題に関する実証研究は一挙に飛躍的に向上することになった。

ここでは、①個別の国内研究としてイギリスにおけるモデル分析研究、TAXMOD、および②OECD約10カ国を対象に行われているルクセンブルグ所得再分配調査プロジェクト (Luxembourg Income Study Project = LIS) の一つを取り上げる。

(1) TAXMOD

A. 特徴

TAXMODはロンドン政治経済大学 (London School of Economics & Political Science) のサントリー・トヨタ経済学関連領域国際センターの「税、インセンティブおよび所得再分配」プログラムで、アトキンソン (A. B. Atkinson, 1991年秋からオックスフォード大学) とサザランド (Holly Sutherland) によって開発されたもので、そのプログラムはソフト化され、実費で広く公開されている。

ソフトはIBM互換の1.44メガバイトのフロッピーディスクに納められているが、いったんIBM互換機で読みとって全体をハードディスクの一つのディレクトリーに転送すれば、IBM互換機に限らず、NECやEPSONでもMS-DOS Ver. 3.0以降でそのプログラムを走らせることができる。ただ、政策変更を行って結果をみようとする時、全部のサンプルにあたってその結果をディスクに蓄積したうえでアウトプットするから、ディスクにプログラム本体の1.4メガ以外に最低1メガバイト程度の余裕が必要である。また、サンプル数が5,824ケースもあるから、CPU286以上でないと容易には動かせない。

モデルの特徴は、第1に、イギリスで政府統計として伝統のある「家計支出調査 (Family Expenditure Survey = FES)」の結果が世帯単位でほぼそのままデータとして約1メガバイト分収録されており、第2に、税制と社会保障制度のそれぞれとその相互関係の最新情報がインプットされており、第3に、その家計支出調査と税制、社会保障制度を一体化したモデルがソフト化されていることにある。

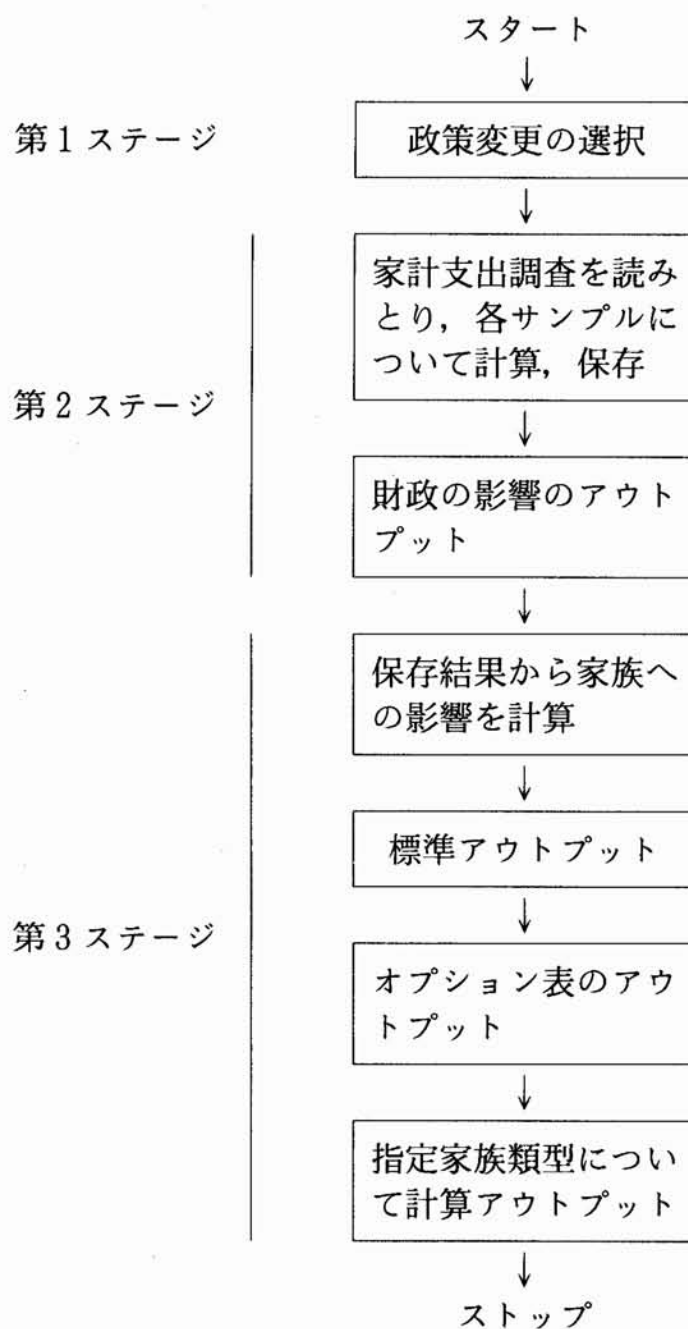
このモデルによって、研究者は政策変更オプションを選んで、その税制と社

会保障制度および家計への影響や効果をシミュレーションすることができる。イギリスでは、既にこのモデルを使って政府の新しい政策が社会階層別にどのような影響をもたらすかを分析した論文や著作がいくつか著されている。⁽³⁾

B. 全体の流れ

モデル全体のフローチャートは第2図（参考文献2のp.31）の通りで、まず

第2図 TAXMODのフローチャート



政策の選択があり、その影響を家計支出調査の各サンプルについて計算し、そこからイギリス全体について推計して、①社会保障受給類型別家族数への影響、②税制と社会保障財政への影響、③社会階層別の影響、の順にアウトプットされる。社会階層別の影響については、所得階層別に標準化された表のほか、利得と損失 (gain & loss) を指定した範囲別に表示したり、あるいはローレンツ・カーブを描くための所得10分位別比率などを選択してアウトプットさせることができる。また、いわゆる標準3人世帯のような特定の家族形態を指定して、個別に政策変更の影響を検証できるようになっている。

C. 政策の選択

政策の選択の幅は、次の9項目に及ぶ。

- ① 児童給付と家族所得補完給付／家族クレジット
- ② 国民保険拠出金
- ③ 所得税
- ④ 国民保険退職年金および遺族年金
- ⑤ 失業給付、職業訓練給付
- ⑥ 法定傷病手当金、疾病給付、母子及び障害給付
- ⑦ 住宅給付
- ⑧ 付加給付／所得援助
- ⑨ 新しい給付の導入

ただ、ここには間接税は取り入れられていないし、直接税についても、主婦への控除等は政策変更対象に加わっていない。また、所得援助 (Income Support) についても、社会ファンド (Social Fund) などの臨時給付は対象から除外されている。

D. モデルの制約

現在のモデルは、1982/3年の家計支出調査に基づいているから、データについていくつかの調整が必要である。

第1に、モデルを現在の政策選択シミュレーションに有効なものとするためには、1982/3課税年度を現在に調整しなければならない。モデルでは、所得種別に「新賃金調査 (the New Earnings Survey)」などによって推計を行って

いる。

第2に、家計支出調査は「課税単位」をもとに行われているから、世帯単位に置き換えるために若干の調整が必要である。

第3に、投資利益や自営業収入に関しては過小評価があり、補正も十分とはいえない。

第4に、家計支出調査の特定の支出項目（例えば住宅ローンの償還金、家賃、住民税）については、モデルではさらにその内訳を推計する必要がある。

第5に、家計支出調査は、国外居住者や施設入所者はカバーしていないから、それらに対する財政コストはモデルから欠落している。

なお、モデル分析は純粹に計算上の結果にとどまり、当然考えられる政策変更をもたらすであろう家族の経済行動パターンの変化は考慮していない。モデルはいわば初期効果を測定するものである。

E. アウトプット

最初に得られるアウトプットは、政策変更が家族にどのように影響するかを示す表である。原則として、税、給付とも公式の金額をチェックしながら計算されるが、とくに給付額について家計支出調査結果の実際の数字を採用することによって、例えば失業給付から排除されている例、退職を遅らせたことで得られるはずの加算、逆に拠出しなかった期間の影響などが正しく反映されるように工夫されている。したがって、モデルではミーンズテスト付き給付のテイクアップ率を操作することも可能である。

次に政策変更が政府財政に及ぼすコストの推計がアウトプットされる。それらは別に予算の上で変更額を対象人員に掛け合わせれば必要財政需要額が計算できるから、モデル計算の必要はないという主張もあり得るが、実際には、問題はそれほど単純ではなく、複雑である。たとえば退職年金額を一律5ポンド増額した場合、それは所得援助（Income Support）や住宅給付（housing benefits）の必要額を減少させるから、純コストは単純なかけ算をかなり下回る。また、年金額引き上げは他方で所得税収をそれだけ増大させるから、財政への影響はそれらすべてを考慮に入れて計算すべきであり、TAXMODモデルはまさにそれらすべてを織り込んで計算できる点に大きなメリットがある。

F. シミュレーションの例

サッチャー政権からメイジャー政権に移行して、社会福祉政策面でサッチャーから自立した最初の政策イニシャティブとして、そのユニバーサリティの故に1988年社会保障改革以来据え置かれて来た児童給付を、第1子について1ポンド引き上げ、1992年度以降は全体を物価スライドさせることとした。この児童給付の引き上げは、児童貧困問題行動グループ (Child Poverty Action Group) を中心に、イギリスの貧困問題解消に必要な最優先の政策として主張され続けてきたものである。

ここでは、①それにしたがってユニバーサルな児童給付を一律週7.5ポンド、すなわち100% (週7.5ポンド→15.0ポンド、ただし別に第1子加算1.75ポンド) 引き上げた場合、および②セレクトティブな所得援助 (Income Support) の児童のスケールをそれぞれ週10ポンドすなわち平均約30% (0—10歳 23.6ポンド、11—15歳 30.0ポンド、16—17歳 33.9ポンド) 引き上げた場合について、シミュレーションを行ってみたい。

ベースは①1991年4月の税制、②1991年10月の社会保障制度、③1991年現在の地方税制である。

第1に家族に対する影響がアウトプットされるが、それによると、政策変更前と較べて、①児童給付を引き上げた場合は、年金受給関係にはまったく影響がないが、所得援助受給者は2,046千世帯から2,011千世帯に減少し、住宅給付、地方税リベートを受ける家族も減少する。②所得援助の児童のスケールを引き上げた場合は、年金を受給しているものも含めて、所得援助や住宅給付関連の家族数が増大する (第4表参照)。

第2に、政府財政に対する影響がアウトプットされるが、税収面では児童給付や所得援助が課税対象外であるためまったく変化がみられないが、給付面では、①の場合、児童給付費が倍増する反面で、所得援助が若干減少し、住宅給付関係、パスポート給付 (所得援助を受けることで自動的に受けられる給付) もいくらか縮小する。それに対し②の場合は、児童給付には変化がないが、所得援助と住宅給付関係、パスポート給付がいずれもかなり増大する。総計では、①が43億ポンドを要するのに対し、②はその約1/5の8.5億ポンド程度で済

第4表 政策変更前後の家族類型

単位：million

家族 類型	政策変更前	政策変更 I	政策変更 II
家族総数	29.728	29.728	29.728
年金受給家族			
妻が自分の年金権がある夫婦	0.541	0.541	0.541
妻が夫の拠出から年金を受けている夫婦	2.266	2.266	2.266
妻が年金上扶養親族となっている家族	0.142	0.142	0.142
単身者（男性）	0.834	0.834	0.834
単身者（女性）	3.424	3.424	3.424
所得援助を受けている家族	0.865	0.865	0.867
標準住宅給付を受けている家族	0.854	0.854	0.856
家賃リベートを受けている家族	0.833	0.833	0.834
地方税リベートを受けている家族	0.033	0.033	0.033
一般の家族			
所得援助受給家族	2.046	2.011	2.088
標準住宅給付受給家族	0.678	0.661	0.764
家賃リベートを受けている家族	0.668	0.653	0.745
地方税リベートを受けている家族	0.035	0.028	0.042
家族クレジット受給者	0.255	0.255	0.255
児童総数	12.515	12.515	12.515
国民保険に減額された拠出をしている妻または寡婦	1.096	1.096	1.096
住宅ローンをかかえた家族	9.576	9.576	9.576
持ち家居住者	15.200	15.200	15.200
借家居住者	8.388	8.388	8.388
ひとり親	1.014	1.014	1.014
遺族給付を受けている寡婦	0.383	0.383	0.383
課税単位数	24.814	24.814	24.814
勤労者家族	17.812	17.812	17.812
妻がいて働いている家族	6.299	6.299	6.299

第5表 プログラム別歳入・歳出の変化

単位：million ポンド

	現 状	政策変更 I	政策変更 II
所得税	-57335.277	-57335.277	-57335.277
国民保険拠出	-17375.504	-17375.504	-17375.504
年金給付	23961.885	23961.885	23961.885
児童給付	5806.921	10687.760	5806.921
寡婦給付	1036.240	1036.240	1036.240
失業給付	1083.479	1083.479	1083.479
疾病・出産手当	267.170	267.170	267.170
障害給付	3721.053	3721.053	3721.053
法定傷病・障害・出産給付	327.129	327.129	327.129
職業訓練給付	378.271	378.271	378.271
家族クレジット	308.661	308.661	308.661
家賃リベート	1384.222	1379.923	1430.977
地方税リベート	10.604	10.134	11.852
標準住宅給付	1925.981	1884.959	1976.181
所得援助	5155.329	4638.940	5887.594
新たな給付	0.000	0.000	0.000
パスポート給付	361.107	347.969	378.201
政策変更経費		4305.551	847.559

第6表 所得階層別政策変更の影響

単位：週あたりポンド

所得階層 (平均額)	現 状		政策変更 I			政策変更 II		
	%	累積 %	%	累積 %	平均 利得	%	累積 %	平均 利得
75ポンド未満(44.88)	35.98	35.98	31.75	31.75	2.39	33.12	33.12	1.52
100ポンド未満(87.56)	12.27	48.24	13.23	44.98	4.86	12.89	46.02	0.02
125ポンド未満(112.08)	13.10	61.34	12.82	57.80	3.95	12.52	58.54	0.00
150ポンド未満(137.38)	10.80	72.15	11.47	69.27	2.64	11.15	69.70	0.00
175ポンド未満(161.79)	7.33	79.48	8.41	77.68	2.02	8.19	77.89	0.00
200ポンド未満(187.16)	6.12	85.61	6.17	83.85	1.08	6.14	84.03	0.00
225ポンド未満(211.59)	3.63	89.23	4.47	88.32	2.14	4.45	88.48	0.00
250ポンド未満(236.57)	3.20	92.43	3.10	91.42	1.62	3.03	91.51	0.00
275ポンド未満(261.91)	2.17	94.60	2.25	93.67	1.28	2.24	93.75	0.00
275ポンド以上(410.49)	5.40	100.00	6.33	100.00	1.76	6.25	100.00	0.00

第7表 ローレンツカーブの比較

	現 状	CB 100%up	IS 10ポンドup
0	0.00	0.00	0.00
10	1.29	1.49	1.55
20	5.09	5.55	5.58
30	9.76	10.54	10.65
40	15.76	16.76	16.76
50	23.35	24.45	24.36
60	32.50	33.64	33.48
70	43.37	44.46	44.28
80	56.35	57.30	57.13
90	72.59	73.28	73.15
100	100.00	100.00	100.00

む（第5表参照）。これは、セレクトティブな政策の効率のよさを示すものである。

第3に、所得階層別に所得の変化をみると、①では、影響はほぼ全体に及ぶが、中流の下の階層の部分で最も大きな変化がみられる。それに対し②では、ターゲットされた効果は最低の所得階層に集中して現れる（第6表参照）。それをさらにローレンツ・カーブでみると、いずれの場合も僅かながら所得が平均化されるが、①と較べて②の場合のほうが低所得層に有利に作用している（第7表参照、なお、結果を作図させてみたが、ディスプレイで見ると、政策変更前後が重なりあってほとんど区別できなかった）。

G. モデルの効用

モデルには、上述のようなデータの制約やそれをアップデートする困難さなどがあるが、①税制と社会保障制度を全体として整合的に捉えることができること、②予算上の単純なかけ算で政策効果が宣伝されるのに対抗して、大量サンプルに基づいて実証的、総合的に政策効果の評価を行うことができること、などの長所、利点をあげることができる。

(2) ルクセンブルグ調査

TAXMODのように一つの国の税制と社会保障制度の影響を詳細に評価する試みに対して、ルクセンブルグ所得再分配調査は、各国の同程度に大量のサンプル調査に基づいて、①家族類型別の貧困の程度、および②税制と社会保障

制度によってそれがどの程度改善されているか、を詳細に国際比較しようとするものである。

この調査に加わったデボラ・ミッチェル (Deborah Mitchell) の労作「福祉国家10カ国における所得移転 (Income Transfers in Ten Welfare States)」⁽⁴⁾によって、各国の貧困 (所得の中位値の40, 50, 60%) の比率とそれが所得再分配によってどの程度減少しているかを示したものが第8表である。

それで見ると、イギリスは40%のところでは大いに貧困を減少させているが、50%, 60%とあがるにつれて、それほど貧困対策が働かないことがわかる。それに対し、スウェーデンは、60%のところまでかなり有効に施策が効果をあげている。これは両国における貧困対策のユニバーサリティ対セレクトィビティのミックスの程度に左右されているものと思われる。また、家族類型別にみると、各国が高齢者と児童に手厚く、単身者に比較的冷淡であるのに、イギリスはむしろ相対的に若者に目を向けていることが興味深い (第9表参照)。

この結果から著者ミッチェルは、高齢者所得保障について社会保険による老齢年金制度をもたずもっぱら所得テストによっているオーストラリアを取り上げて、広く信じられている所得テストに伴うスティグマの議論に疑問を投げか

第8表 家族貧困率の減少 (OECD調整係数, 1980)

単位: %

国名	所得中位値の40%貧困線			所得中位値の50%貧困線			所得中位値の60%貧困線		
	移転前	移転後	減少率	移転前	移転後	減少率	移転前	移転後	減少率
オーストラリア	25.7	5.9	77	28.0	10.3	63	30.6	19.2	37
カナダ	21.2	7.6	64	24.9	12.5	50	28.7	19.4	32
フランス	31.6	4.9	85	36.4	7.9	78	41.2	15.2	63
ドイツ	29.5	3.3	89	31.0	6.8	78	33.6	12.7	62
オランダ	31.1	5.6	82	32.5	7.0	78	3.9	10.6	69
ノルウェイ	28.7	3.5	88	30.6	5.3	83	32.9	8.8	73
スウェーデン	33.8	3.8	89	36.5	5.6	85	39.5	9.2	77
スイス	21.1	6.1	71	24.3	11.0	55	28.1	17.8	37
イギリス	27.2	1.7	94	30.0	8.2	73	33.7	18.2	46
アメリカ	23.4	11.0	53	27.1	17.0	37	30.8	23.2	25

資料: D. Mitchell, Income Transfers in Ten Welfare States, Aldershot, Avebury, 1991, pp. 206 - 7

第9表 所得移転後の家族類型別貧困構成 (OECD調整係数, 1980)

単位: %

国名		高齢 単身	高齢 夫婦	単身者	夫婦 子無	ひとり 親	夫婦 子有	その他	合計
オーストラリア	40%貧困線	2.2	5.1	33.0	9.3	18.7	30.2	1.6	100
	50%貧困線	3.1	5.6	29.6	8.0	19.9	31.9	1.8	100
	60%貧困線	14.6	13.1	23.2	8.5	15.6	23.5	1.4	100
カナダ	40%貧困線	5.3	3.1	31.7	8.6	21.4	25.5	4.2	100
	50%貧困線	7.5	5.8	29.2	8.6	18.1	26.4	4.3	100
	60%貧困線	15.5	8.9	23.9	7.7	13.9	25.5	4.4	100
フランス	40%貧困線	1.3	3.6	18.6	24.7	7.7	36.7	7.4	100
	50%貧困線	2.0	4.7	14.8	20.2	7.1	43.7	7.4	100
	60%貧困線	15.5	6.3	9.7	15.9	5.2	42.0	5.4	100
ドイツ	40%貧困線	27.2	17.1	29.7	6.5	4.0	5.2	10.3	100
	50%貧困線	30.7	18.1	26.4	6.2	3.4	7.7	7.4	100
	60%貧困線	32.4	20.6	21.7	4.8	2.8	11.9	5.7	100
オランダ	40%貧困線	8.5	2.9	33.2	18.5	1.7	30.8	4.1	100
	50%貧困線	8.3	3.2	29.5	20.1	1.5	3.2	5.3	100
	60%貧困線	7.2	5.4	26.1	20.1	2.0	32.0	7.2	100
ノルウェイ	40%貧困線	29.4	3.5	37.3	6.3	9.8	13.7	-	100
	50%貧困線	25.3	5.3	32.0	5.3	14.7	17.3	-	100
	60%貧困線	19.8	9.9	25.2	5.4	20.7	18.9	-	100
スウェーデン	40%貧困線	0.0	0.0	84.0	4.2	5.9	5.9	-	100
	50%貧困線	0.0	0.0	80.5	3.8	6.9	8.8	-	100
	60%貧困線	16.5	0.8	62.4	4.6	6.8	8.9	-	100
スイス	40%貧困線	19.2	3.2	64.1	2.2	7.8	3.6	-	100
	50%貧困線	26.7	7.8	50.5	2.5	6.4	6.0	-	100
	60%貧困線	30.1	12.7	38.6	2.5	4.9	11.2	-	100
イギリス	40%貧困線	6.1	1.0	30.3	5.1	15.2	38.4	4.0	100
	50%貧困線	25.5	26.0	13.5	6.1	11.0	15.3	2.6	100
	60%貧困線	31.6	27.7	11.6	4.4	8.1	12.4	4.2	100
アメリカ	40%貧困線	14.6	7.7	24.7	5.5	26.2	15.9	5.5	100
	50%貧困線	18.5	8.9	21.4	5.8	22.9	17.6	5.0	100
	60%貧困線	19.3	9.8	20.8	5.7	20.4	19.2	4.7	100

資料: 前表に同じ、p. 47

け、10カ国の政策の効果を決めているのは財政支出の大きさよりもむしろ「効率 (Efficiency)」であると結論している。

これは、上述のTAXMODによるシミュレーション結果とも一致するもので、ユニバーサリティ対セレクトィビティの議論にも影響をもたらす結論といえる。

むすび

以上に取り上げた調査研究は、第1には、いずれも政府の公式統計を研究者に広く情報公開したことから可能になったものであり、第2に、それによって可能となった社会保障、社会福祉の社会階層別帰属の研究調査結果にはまことにみるべきものがある。

わが国でも、厚生省が資料を公表しないまま官僚主義的に利用している所得再分配調査やいわゆる社会福祉普遍化論を検証する上でも、一日も早く同様の資料の積極的な情報公開が進められることを期待する。

(なお、本稿は、1991年度東京都立大学特定研究費助成を受け、研究チームの岩田正美、副田あけみ両助教授および江上渉助手に大学院生の新野直美、田中聰、松本明を加えて行った共同研究成果の一部であるが、論文内容にかかわる責任はあげて著者にある。)

注：

1. Brian Abel-Smith & Peter Townsend, *The Poor And the Poorest*, London, Bell, 1965
2. Michael Harrington, *The Other America : Poverty in the United States*, Baltimore, Penguin, 1963
3. 代表的なものに、John Hills, *Changing Tax*, London, Child Poverty Action Group, 1988, がある。
4. Deborah Mitchell, *Income Transfers in Ten Welfare States*, Aldershot, Avebury, 1991

参考文献

1. A. B. Atkinson & Holly Sutherland (eds.), *Tax-Benefit Models*, London, STICERD, 1988
2. A. B. Atkinson & Holly Sutherland, *TAXMOD*, London, LSE, 1989
3. Holly Sutherland, *Constructing a Tax-Benefit Model : What Advice Can One Give ?* London, LSE, 1989
4. David Donnison, *A Radical Agenda : After the New Right and the Old Left*, London, Rivers Oram Press, 1991
5. Vic George & Irving Howards, *Poverty Amidst Affluence : Britain & the United States*, Aldershot, Edward Elgar, 1991
6. Robert E. Goodin & Julian Le Grand (eds.), *Not Only The Poor : The Middle Classes and the Welfare State*, London, Allen & Unwin, 1987
7. Christopher Pierson, *Beyond the Welfare State ?* Cambridge, Polity Press, 1991